

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	四五
福島県行政組織規則の一部を改正する規則	四五
訓令	四五
特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	四五
告示	四五
県営土地改良事業計画を変更した件	四五
保安林の指定をする予定である旨通知があった件	四五
保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件	四五
道路の区域を変更する件二件	四五
道路の供用を開始する件三件	四五
自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件	四五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	四五
会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正した件	四五
出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させる件の一部を改正した件	四五
公告	四五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四五
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四五
福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により意見があった件	四五
土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件	四五
土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件	四五
福島県教育委員会	四五
福島県指定重要文化財として指定する件	四五

## 規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第六十六号

#### 福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項の表水・大気環境課の項に次のように加える。

産業廃棄物課	中間貯蔵施設等対策室
--------	------------

第十二条の表環境保全総室の項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、

「（産業廃棄物課）  
五 産業廃棄物の排出の抑制及び適切な処理に関すること。」を「（産業廃棄物課）  
五 産業廃棄物の排出の抑制及び適切な処理に関すること。」に改め、第

四号の次に次の一号を加える。  
五 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）の施行に関すること（一般廃棄物に係るものに限る。）。

第十二条の表環境保全総室の項第十号を次のように改める。  
十 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（産業廃棄物に係るものに限る。）。

第十二条の表環境保全総室の項中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、

「（除染対策課）  
十一 除染対策の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。」を「（除染対策課）  
十一 除染対策の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十号の次に

「（中間貯蔵施設等対策室）  
十一 中間貯蔵施設に関すること。」

十二 放射性物質汚染対処特別措置法第十九条に規定する指定廃棄物に関すること。

十三 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（他課の所掌に属するもののように加える。）

「（中間貯蔵施設等対策室）  
十一 中間貯蔵施設に関すること。」

十二 放射性物質汚染対処特別措置法第十九条に規定する指定廃棄物に関すること。

十三 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること（他課の所掌に属するものように加える。）

を除く。)

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第十三号

本 庁 機 関  
出 先 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(平成十年福島県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「ある者」の下に「並びに中間貯蔵施設等対策室の室長の職にある者」を加え、「又は産業廃棄物課」を「産業廃棄物課又は中間貯蔵施設等対策室」に改める。

第五条中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

(人事課)

告 示

福島県告示第五百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、坂本地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年十月一日から  
同 年十月二十日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

白河市役所

(農村計画課)

福島県告示第五百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所  
田村郡小野町大字飯豊字宮ノ下五五、一五七、一五八

二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

伊達市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 (森林保全課)

福島県告示第五百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十六年九月三十日  
 福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 鮫川村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)  
 (森林保全課)

福島県告示第五百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十六年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十六年九月三十日  
 福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市岳温泉四丁目 七三番地先から 同 市岳温泉四丁目 九八番四地先まで	変更前	一四・〇〇 四五・〇〇	三〇〇・〇〇
		変更後	一四・〇〇 四五・〇〇	三〇〇・〇〇

福島県告示第五百八十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十六年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十六年九月三十日  
 福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	石川郡古殿町大字鎌田 字田中田三番一地先か ら 同 郡同 町大字鎌田 字鶴巻三二番一地先ま で	変更前	六・五〇 一三・〇〇	二六〇・〇〇
		変更後	一〇・四〇 二四・〇〇	二六〇・〇〇

福島県告示第五百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十六年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十六年九月三十日  
 福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四五九号	二本松市岳温泉四丁目七三番地先 から 同 市岳温泉四丁目九八番四地 先まで	平成二十六年九月三〇日

(道路計画課)

(道路計画課)

福島県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十六年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浪江国見線	相馬郡飯館村大字佐須字佐須二四八番一地从先から 伊達市霊山町大字石田字川向八番一地从先まで	平成二十六年九月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	河沼郡湯川村大字佐野目字二丁目一四八番二地从先から 同 郡同 村大字佐野目字五丁目一二九番地先まで	平成二十六年一〇月二日

(道路計画課)

福島県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、県道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	指 定 区 間	指 定 年 月 日
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	河沼郡湯川村大字佐野目字二丁目一四八番一地从先から 同 郡同 村大字佐野目字佐野北七九番一地从先まで 同 郡同 村大字佐野目字志津田一四三番一地从先から 同 郡同 村大字佐野目字五丁目一二九番地先まで	平成二十六年九月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第五百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 土砂災害警戒区域

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
屋本沢	伊達市月館町上手渡字行田	土石流	次の図のとおり
本町1	二本松市本町一丁目	土石流	
烏沢	市大関	土石流	
山本	市木幡字山本	土石流	
桜本	市木幡字桜本	土石流	
アワガミ沢	市木幡字小山	土石流	
小山前沢	市木幡字小山	土石流	

北ノ作3	大段田和沢	払川	桑柄木	上川原	新房院	宮前	西ノ内2	元池	鬼五郎7	鬼五郎6	鬼五郎1	関沢	猿内1	江川2	関場沢	新田沢	木ノ根坂1	木ノ根坂
同 市同 町上移字北ノ作	同 市同 町中山字大段田和	同 市同 町南移字払川	同 市同 町石沢字桑柄木	同 市同 町船引字上川原	同 市同 町船引字新房院	同 市船引町要田字宮前	同 市同 町牧野字西ノ内	同 市同 町上大越字元池	同 市同 町早稲川字鬼五郎	同 市同 町早稲川字鬼五郎	同 市同 町早稲川字鬼五郎	同 市大越町早稲川字関沢	同 市同 町菅谷字猿内	同 市同 町菅谷字江川	田村市滝根町神俣字関場	同 市新田	同 市木ノ根坂	同 市木ノ根坂
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

木ノ根坂	小山前沢	アワガミ沢	桜本	山本	烏沢	屋本沢	区域名	区 域
同 市木ノ根坂	同 市木幡字小山	同 市木幡字小山	同 市木幡字桜本	同 市木幡字山本	同 市大関	伊達市月館町上手渡字行田	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	次の図のとおり	

二 土砂災害特別警戒区域

追館	宮ノ前1号	宮ノ前	成田	表一丁目	若宮一丁目	淵ノ上沢	神子沢	長光地沢
田村市船引町大倉字追館	郡山市舞木町字宮ノ前 田村郡三春町大字上舞木字福内	安達郡大玉村大山字宮ノ前	同 市成田町一丁目	同 市表一丁目	二本松市若宮一丁目	同 郡同 町大字鎌田字淵ノ上	同 郡同 町大字鎌田字若神子	石川郡古殿町大字鎌田字長光地
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

神子沢	同 郡同 町大字鎌田字若神子	土石流
長光地沢	石川郡古殿町大字鎌田字長光地	土石流
北ノ作3	同 市同 町上移字北ノ作	土石流
払川	同 市同 町南移字払川	土石流
桑柄木	同 市同 町石沢字桑柄木	土石流
上川原	同 市同 町船引字上川原	土石流
新房院	同 市同 町船引字新房院	土石流
宮前	同 市船引町要田字宮前	土石流
西ノ内2	同 市同 町牧野字西ノ内	土石流
元池	同 市同 町上大越字元池	土石流
鬼五郎7	同 市同 町早稲川字鬼五郎	土石流
鬼五郎6	同 市同 町早稲川字鬼五郎	土石流
鬼五郎1	同 市同 町早稲川字鬼五郎	土石流
関沢	同 市大越町早稲川字関沢	土石流
猿内1	同 市同 町菅谷字猿内	土石流
江川2	同 市同 町菅谷字江川	土石流
関場沢	田村市滝根町神俣字関場	土石流
新田沢	同 市新田	土石流
木ノ根坂1	同 市木ノ根坂	土石流

淵ノ上沢	同 郡同 町大字鎌田字淵ノ上	土石流
若宮二丁目	二本松市若宮二丁目	急傾斜地の崩壊
表一丁目	同 市表一丁目	急傾斜地の崩壊
成田	同 市成田町二丁目	急傾斜地の崩壊
宮ノ前	安達郡大玉村大山字宮ノ前	急傾斜地の崩壊
宮ノ前1号	郡山市舞木町字宮ノ前	急傾斜地の崩壊
追館	田村郡三春町大字上舞木字福内	急傾斜地の崩壊
	田村市船引町大倉字追館	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

**福島県告示第五百九十一号**

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件（昭和四十四年福島県告示第三百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。  
平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

表中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第七条、第十五条（第二十九条）を「第八条、第十六条（第三十一条の七及び第三十八條）に、「及び第二十八條」を「、第三十一条の六及び第三十七條」に、「第十六條（第二十九條）を「第十七條（第三十一条の七及び第三十八條）に、「第十七條（第二十九條）を「第十八條（第三十一条の七及び第三十八條）に改める。」

（審査課）

**福島県告示第五百九十二号**

出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させる件（昭和四十四年福島県告示第三百八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。  
平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

表の一の項中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行

令」に、「第七条、第十五条（第二十九条）を「第八条、第十六条（第三十一条の七及び第三十八条）に、「及び第二十八条」を「第三十一条の六及び第三十七条」に、「第十六条（第二十九条）を「第十七条（第三十一条の七及び第三十八条）に、「第十七条（第二十九条）を「第十八条（第三十一条の七及び第三十八条）に改める。  
 （審査課）

公 告

公告第二百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月四日
- 二 名称  
特定非営利活動法人やまきやお気軽ネットワーク
- 三 代表者の氏名  
廣野 太
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県伊達郡川俣町中丁六番地 日興ビル一〇一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、山木屋地区住民を中心に郷土に思いをめぐらす多くの方々に対して、①家族・地域間ネットワーク②心と体の健康維持、③地域の振興・人材育成、④学術、文化、芸術、スポーツに関する事業を行い、過疎と高齢化が進むなかにも自ら互いに支え助け合う仲良しで元気な郷土づくりを指すと共に、郷土を離れた家族・友達へも心触れ合う情報を発信し、心のふるさととしての絆維持にも寄与することを目的とする。  
 （文化振興課）

公告第二百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月二日
- 二 名称

特定非営利活動法人桑折町共に生きる社会を創る会  
 代表者の氏名  
高橋 徹  
 四 主たる事務所の所在地  
福島県伊達郡桑折町大字南半田字二本木二十五番地の十一  
 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に一般企業で就労が困難な様々な障がいがある人たちに、働く場の提供と日常生活に関するサポートを図るため、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や自立生活に必要な支援を行うとともに、障がい者に関する様々な問題についての研修の開催、会報の発行等地域に対する啓発活動を行い、障がいの有無にかかわらず安心して楽しく生活できる「共生社会」の実現に寄与することを目的とする。  
 （文化振興課）

公告第二百七十六号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二十号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十月一日から同年十一月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、いわき市商工観光部商工労働課、田村市産業部商工観光課、鮫川村企画調整課、平田村産業課、古殿町産業振興課、小野町企画商工課、広野町役場一階中央ロビー、楡葉町新産業創造室、楡葉町会津美里出張所及び川内村復興対策課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地  
（仮称）イオンモールいわき小名浜 いわき都市計画小名浜港背後地震災復興土地  
区画整理事業地内（街区番号二符号一ほか）
- 二 条例第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要  
意見なし。（いわき市、田村市、鮫川村、平田村、古殿町、小野町、広野町、楡葉町及び川内村）
- 三 条例第十三条第二項の規定により述べられた意見の概要  
1 意見の提出者 個人二十九名  
2 意見の概要  
（一）福島県商業まちづくり基本方針やいわき市の土地利用関係計画に適合していない。  
（二）いわき市が商業まちづくり基本構想を策定しなければならぬ。  
（三）福島県商業まちづくり基本方針及び土地利用上適正な立地である。  
（四）いわき市やまちづくり団体との話し合いを重ね、全国初となるようなまちづく

- (五) りの取組を継続してほしい。
- (六) 小名浜らしさや海のイメージを大切にしながら外観やテナントを検討してほしい。
- (七) 土地利用の問題や周辺市町村からの反対がなければ、県が意見を述べる内容ではない。
- (八) 来店時の公共交通の利用を促進すべきである。

(商業まちづくり課)

公告第二百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

郡山市田母神土地改良区

就任した役員

役別 氏名

清算人 平栗 一男

同 中畑 忠孝

同 遠藤 武房

同 田母神 一二

同 植田 稔

同 小島 七郎

同 渡邊 武仁

同 小島 年春

同 先崎 孝太郎

同 有馬 善夫

同 吉田 秀吉

同 上遠野 大吉

同 須藤 隆志

同 遠藤 正美

同 松岡 孝典

住所

郡山市田母神字矢内作三二番地

同 市田村町田母神字松ノ木三三番地

同 市田村町田母神字新屋敷七五番地

同 市田村町田母神字北向四五番地

同 市田村町田母神字堀ノ内六一番地

同 市田村町田母神字南ノ内五八番地

同 市田村町田母神字平内一九番地

同 市田村町田母神字中井三五番地

同 市田村町田母神字赤坂三三番地

同 市田村町田母神字馬場九六番地

同 市田村町田母神字黒甫一九九番地

同 市田村町田母神字黒森三番地

同 市田村町田母神字新屋敷六番地

同 市田村町田母神字新屋敷三六番地

同 市田村町田母神字新屋敷三六番地

同 市田村町田母神字矢内作九番地

(農村計画課)

公告第二百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
山都町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 吉田 昭一

同 平野 茂夫

同 真部 啓次

同 小峯 信男

同 正木 祐次

同 折笠 茂

同 遠藤 金美

同 田中 久義

同 中島 春夫

同 奈須 亀男

同 神田 康男

同 齋藤 勘一郎

同 大塚 正澄

同 藤川 文市

就任した役員

役別 氏名

理事 吉田 昭一

同 平野 茂夫

同 真部 啓次

同 小峯 信男

同 大塚 哲男

同 川原田 武

同 遠藤 金美

同 田中 久義

同 小澤 太

同 奈須 亀男

同 神田 康男

同 眞部 久男

同 藤川 文市

住所

喜多方市山都町早稲谷字東原道下一五二三番地

同 市山都町三津合字堰沢三〇二番地の一

同 市山都町小舟寺字上ノ原甲一八三九番地

同 市山都町蓬菜字風早六〇七五番地

同 市山都町小舟寺字中條乙五〇三番地の一

同 市山都町木幡字本村丁二六三七番地

同 市山都町相川字道目乙五五八番地

同 市山都町一ノ木字本村乙二〇七六番地

同 市山都町一ノ木字野二四六六番地

同 市山都町一ノ木字廻戸乙一〇二二番地

同 市山都町字大林三八九四番地の一

同 市山都町小舟寺字下平甲一一二二番地

同 市山都町朝倉字下川乙四七七番地

同 市山都町三津合字瀬下五八四七番地の一〇

住所

喜多方市山都町早稲谷字東原道下一五二三番地

同 市山都町三津合字堰沢三〇二番地の一

同 市山都町小舟寺字上ノ原甲一八三九番地

同 市山都町蓬菜字風早六〇七五番地

同 市山都町小舟寺字中條乙四七〇番地

同 市山都町木幡字西向甲一一三四番地

同 市山都町相川字道目乙五五八番地

同 市山都町一ノ木字本村乙二〇七六番地

同 市山都町字上ノ原道西八九九番地の一

同 市山都町一ノ木字廻戸乙一〇二二番地

同 市山都町字大林三八九四番地の一

同 市山都町小舟寺字家ノ廻甲一七一六番地

同 市山都町朝倉字下川乙四七七番地

同 市山都町三津合字瀬下五八四七番地の一〇

(農村計画課)

公告第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
 梁川町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 齋藤 剛一

同 佐藤 富雄

同 池田 誠

同 萩原 征治

同 遠藤 幸一

同 浦野 茂

同 三浦 衛

同 齋藤 倉次郎

同 渡邊 哲雄

同 幕田 繁

同 中山 好孝

同 古山 賢一

同 原田 建夫

同 佐藤 清

同 三浦 正喜

就任した役員

役別 氏名

理事 齋藤 剛一

同 原田 建夫

同 浦野 茂

同 萩原 征治

同 遠藤 幸一

同 池田 誠

同 池田 十三男

同 阿部 善一

同 霜山 安孝

同 幕田 繁

同 中山 好孝

同 古山 賢一

同 三浦 正喜

同 佐藤 清

住所

伊達市梁川町舟生字原町五〇番地

同 市梁川町新田字町通一〇〇番地

同 市梁川町幸町三〇番地

同 市梁川町字北新井一七六番地三

同 市梁川町八幡字下台二七番地

同 市梁川町大関字東中沢八一番地

同 市梁川町舟生字吹矢一〇九番地

同 市梁川町白根字去違四三番地

同 市梁川町柳田字町ノ内六七番地

同 市梁川町山舟生字加老一四番地

同 市梁川町大関字笠石四五番地

同 市梁川町新田字東前五一番地

同 伊達市梁川町字本町五一番地

同 市梁川町舟生字台一一番地

住所

伊達市梁川町舟生字原町五〇番地

同 市梁川町新田字東前五一番地

同 市梁川町大関字東中沢八一番地

同 市梁川町字北新井一七六番地三

同 市梁川町八幡字下台二七番地

同 市梁川町幸町三〇番地

同 市梁川町粟野字中通一一三番地

同 市梁川町舟生字山岸五四番地

同 市梁川町白根字馬場一二番地

同 市梁川町山舟生字加老一四番地

同 市梁川町大関字笠石四五番地

同 市梁川町大関字台三四番地

同 伊達市梁川町舟生字台一一番地

同 市梁川町字本町五一番地

同 佐藤 宣雄 同 市梁川町新田字大正寺一四九番地

（農村計画課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第五号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。  
 平成二十六年九月三十日

福島県教育委員会

一 建造物の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
左下り観音堂	一棟	宗教法人 観音寺	大沼郡会津美里町大石 字家北二二六九番地	大沼郡会津美里町大 石字東左下り一一七 三番

二 歴史資料の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
正保平城絵図控	一鋪	加藤丈普	いわき市小島町二丁目 九番地の五	いわき市小島町二丁 目九番地の五

（文化財課）